次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	
名称	所在地
［略］	
有限会社しげの	長野県伊那市高遠町藤沢七千百十番地五
株式会社カゲヤマ	宮崎県宮崎市村角町長山二千八百三十三番地五

改正後	
実習内容	
建設機械施工	
とび	

改正前	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	
名称	所在地
［同上］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	

改正前	
実習内容	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	
名称	所在地
［略］	
雄美建設株式会社	神奈川県伊勢原市東大竹二丁目八番十二号

改正後	
実習内容	
建設機械施工	

改正前	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	
名称	所在地
［同上］	
［項を加える。］	

改正前	
実習内容	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第四百七十一号

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）別表第一の一かじき等流し網漁業の項第三号の農林水産大臣が告示で定める線を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との交点

最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点に至る最大高潮時海岸線及び次の1から4までの点を順次に結ぶ線から成る線

1　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点

2　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

3　赤道と東経百四十六度五十九分四十七秒の線との交点

4

附　則

1　この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

2　平成十四年三月二十七日農林水産省告示第九百一号（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令別表第三かじき等流し網漁業の項の農林水産大臣が定める線を定める件）は、廃止する。

3　この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百七十二号

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五十二号）の施行に伴い、平成七年三月三十日農林水産省告示第四百七十二号（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第五条第四項の規定に基づき、申請書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式	別記様式
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。